

「横浜市中心卸売市場本場青果部物流効率化等検討業務委託」
受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「横浜市中心卸売市場本場青果部物流効率化等検討業務委託」の発注に際し、プロポーザル方式により受託候補者を選定する場合の手段等について、「横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱」及び「横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準」に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(提案資格)

第2条 プロポーザル参加事業者の資格は、次の全ての項目を満たす者とする。

- (1) プロポーザル参加意向申出書の提出日において、「令和3・4年度の横浜市一般競争入札有資格者名簿(設計・測量等)」に営業種目「建設コンサルタント等の業務」を3位以上で登録し、細目「A:建設コンサルタント・都市計画・まちづくり」を登録していること
- (2) 規模区分については、中小企業・大企業で登録していること。
- (3) 所在地区分については、市内・市外・準市内で登録していること。
- (4) 全国の中央卸売市場において、過去10年以内に市場内の物流効率化又は整備計画の策定等に関する業務実績があること
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと
- (6) 参加意向申出書の提出期限の日から受託者を決定する期日まで、横浜市指名停止等措置要綱(平成16年4月1日制定)の規定による停止措置を受けていないこと

(審議事項)

第3条 プロポーザルの実施に関する審査は、横浜市経済局入札参加資格審査・指名業者選定委員会(以下、「局業者選定委員会」という。)において実施し、審議事項は次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施に関する審査
 - ア プロポーザル手続及び公募条件の決定
 - イ プロポーザルの評価方法の決定
 - ウ プロポーザル関係書類提出要請書(以下「提出要請書」という。)の審査
 - エ その他必要と認めるもの
- (2) 選定に関する審査
 - ア プロポーザルの評価
 - イ 事業を委託する事業者の特定
 - ウ プロポーザルの評価結果の通知

(事業期間)

第4条 事業期間は令和3年度から4か年事業とし、このことを踏まえた業務内容の提案について審査するものとする。

- 2 令和3年度の委託期間は、契約を締結した日から令和4年3月31日までとする。

(参加表明手続き)

第5条 本プロポーザルにおいて提案書の提出を希望する者は、参加意向申出書を提出しなければならない。

(参加意向申出書の提案資格の確認等)

第6条 前条の規定に基づき参加意向申出書を提出した者に対しては、第2条に定める提案資格を満たすものであるかを確認し、その結果を参加資格確認結果通知書により通知するものとする。

(実施の公表)

第7条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) プロポーザル評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第8条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 提案事業の内容
- (2) 企業（団体）の概要、実施体制、類似業務実績
- (3) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第9条 プロポーザルで事業を委託する事業者を特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務全体
 - ア 業務目的の理解度及び業務の実施に必要な基本的知識
 - イ 業務スケジュールとその実現性
 - (2) 提案業務の内容
 - ア 青果部流通実態調査の実施手法
 - イ 青果部における物流効率化に向けた実施内容及び効果
 - ウ 場内サイン等の工夫
 - エ 場内事業者への理解
 - (3) 実施体制
 - ア 従事スタッフの構成など
 - イ 類似業務の受託実績
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
 - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
 - 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の選定結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会の設置)

第 10 条 第 3 条第 2 号に定めるプロポーザルの評価にあたっては、横浜市中心卸売市場本場青果部物流効率化等検討業務委託に係るプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を別に設置し、プロポーザルの評価のうち、次の事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 評価委員会には評価委員として、委員長、副委員長、及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長 経済局総務課長

副委員長 経済局企画調整課長

委員 経済局中央卸売市場本場長

委員 経済局運営調整課長

委員 経済局運営調整課市場再編整備担当課長

3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の 5 分の 4 以上の出席をもって成立する。

5 評価委員の採点の合計点数が、満点の 10 分の 6 以上のものの中から高い順に受託候補者を決定する。

6 プロポーザルの評価が同点となった場合は、次の順序で上位の提案がプロポーザルの上位とする。

- (1) 加重項目の合計点が上位の者
- (2) 提案業務の内容に関する視点の合計点が上位の者

7 委員長は、評価結果を局業者選定委員会に報告するものとする。

(提案資格確認の通知)

第 11 条 横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第 11 条により選定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第 12 条 横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第 17 条により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の審査)

第13条 局業者選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、局業者選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附則

この要領は、令和3年3月17日から施行する。